

デジタルX線テレビ撮影装置等（島津メディカルシステムズ社製）保守点検業務委託仕様書

京都市立病院におけるデジタルX線テレビ撮影装置等（島津メディカルシステムズ社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

- (1) デジタルX線テレビ撮影装置 Sonial vision Safire17
- (2) デジタルX線テレビ撮影装置 Sonial vision G4
- (3) デジタルX線テレビシステム FLEXA VISION HB
- (4) デジタルX線テレビシステム FLEXA VISION F3

2 主たる設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 放射線科

3 契約期間

平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

4 契約条件

- (1) 乙は、契約期間中は常に機器を良好に使用できる状態を維持するため、次のとおり保守点検を行うこと。
 - ア 対象機器(1)及び(2)に係るもの
定期保守点検（年2回）、リモート診断（月1回）
 - イ 対象機器(3)に係るもの
定期保守点検（年2回）
 - ウ 対象機器(4)に係るもの
定期保守点検（年1回）
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は、点検実施予定表を平成26年8月末までに甲の経営企画課へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告すること。
- (4) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出すること。
なお、報告書の内容について甲の担当者に確認を得たうえで、完了届を甲の経営企画課へ提出すること。

- (5) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、甲の要請により乙が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 乙は、業務上知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 本契約における無償の範囲は、次のとおりとする。ただし、消耗品、補用品、他社製品、契約外オプション製品は除く。

ア 対象機器(1)及び(2)に係るもの

- ・オンコール対応、緊急保守サービス、リモートメンテナンス、最新ソフトウェア提供サービス
- ・部品保証（単価20万円以下に限る）、フラットパネル保証

イ 対象機器(3)に係るもの

- ・オンコール対応、緊急保守サービス、最新ソフトウェア提供サービス
- ・部品保証、イメージインテンシファイア（経年劣化による輝度劣化を除く。）及びX線管保証

ウ 対象機器(4)に係るもの

- ・オンコール対応、緊急保守サービス、最新ソフトウェア提供サービス
- ・部品保証、フラットパネル保証（落下補償を含む。ただし年1回に限る。）、X線管保証

- (8) 委託料は、委託業務完了後、乙の請求により、一括して支払うものとする。
なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適当と認めたときに支払請求書を受理したものとする。
- (9) 乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償は、これを負担しないものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。